

石垣市下水道条例の一部を改正する条例

石垣市下水道条例(平成24年石垣市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

4 災害その他の非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の工事を行うことができる。

第35条に次の2項を加える。

5 下水道の使用を止めた場合であってもその届出がないときは、使用料を徴収する。

6 排水設備を廃止し、又は休止した場合の使用料は、随時これを徴収する。

第36条第4項第1号中「排出汚水量が基本排出量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とする。」を「使用日数が15日を超えないとき、基本使用料の2分の1の使用料及び従量使用料」に改め、同項第2号中「排出汚水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1ヶ月分とみなして算出する。」を「使用日数が15日を超えたとき、1ヶ月とした基本使用料及び従量使用料」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 使用水量及び用途を認定したときは、前各号に準じて算定する。

別表第6を次のように改める。

別表第6(第36条関係)

公共下水道事業区域

種別	区分	基本使用料	従量使用料	
			排出汚水量	使用料
一般家庭用排水		600円	1～10m ³	50円／m ³
			11～20m ³	70円／m ³
			21～30m ³	100円／m ³
			31～40m ³	130円／m ³
			41m ³ ～	150円／m ³
業務用排水 ※水道の用途別(営業用、官公署用、共用、臨時用)を含		800円	1～10m ³	80円／m ³
			11～20m ³	110円／m ³
			21～30m ³	140円／m ³

めて営業用とし、それを業務用排水に適用する	31～40m ³	170円／m ³
	41m ³ ～	195円／m ³
浴場排水	1m ³ につき	50円／m ³

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第10条第4項の規定は、公布の日から施行する。

令和7年12月1日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

公営企業である下水道事業は、汚水処理に係る費用を受益者負担及び独立採算の原則に基づき下水道使用料で賄うべきところであるが、現行の下水道使用料では汚水処理費用を賄えていないことから、持続的かつ安定的な経営の健全化を図ることを目的に、下水道使用料を改定するとともに、標準下水道条例が改正されたことに伴い、所要の改正を要するため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市下水道条例(平成24年石垣市条例第43号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>災害その他の非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の工事を行うことができる。</u></p>
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 <u>下水道の使用を止めた場合であってもその届出がないときは、使用料を徴収する。</u></p> <p>6 <u>排水設備を廃止し、又は休止した場合の使用料は、隨時これを徴収する。</u></p>
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>排出汚水量が基本排出量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とする。</u></p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>使用日数が15日を超えないとき、基本使用料の2分の1の使用料及び従量使用料</u></p>

(2) 排出汚水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1ヶ月分とみなして算出する。

別表第6(第36条関係)

公共下水道事業区域

【別記1 参照】

(2) 使用日数が15日を超えたとき、1か月とした基本使用料及び従量使用料

(3) 使用水量及び用途を認定したときは、前各号に準じて算定する。

別表第6(第36条関係)

公共下水道事業区域

【別記1 参照】

【別記1】

現行

種別	区分	水量	料金
一般家	<u>基本料金</u>	10立方米まで	<u>600円</u>
庭排水	<u>超過料金</u>	11~20立方米まで	<u>70円／m³</u>
		21~30立方米まで	<u>80円／m³</u>
		31立方米以上	<u>90円／m³</u>
業務用	<u>基本料金</u>	10立方米まで	<u>800円</u>
排水	水道の用途別(営業用、官公署用、共用、臨時用を含め て)営業用とし、それを業務排水用に適用する。	11~30立方米まで	<u>90円／m³</u>
		31~50立方米まで	<u>105円／m³</u>
		51立方米以上	<u>120円／m³</u>
浴場排水		<u>1立方米につき</u>	<u>50円／m³</u>

改正後（案）

種別	区分	基本使用料	従量使用料	
			排出汚水量	使用料
一般家庭用排水		600円	1~10m ³	50円／m ³
			11~20m ³	70円／m ³
			21~30m ³	100円／m ³
			31~40m ³	130円／m ³
			41m ³ ~	150円／m ³
業務用排水 ※水道の用途別(営業 用、官公署用、共用、臨時用)を含めて 営業用とし、それを業務用排水に適用 する		800円	1~10m ³	80円／m ³
			11~20m ³	110円／m ³
			21~30m ³	140円／m ³
			31~40m ³	170円／m ³
			41m ³ ~	195円／m ³
浴場排水			1m ³ につき	50円／m ³